平成２１年（フ）第３５４号
山口県下関市吉見新町２丁目６番７号
債務者　杉原　真弓
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
山口県下関市吉見新町２丁目６番７号
債務者　杉原　加恵
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
山口県下関市彦島海士郷町５番17号
債務者　浦崎　浩則
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
山口県下関市新地町１番１―306号　市営新地住宅１
債務者　森重　美香
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６３８号
愛媛県松山市喜与町１丁目８番地17　メゾンＭＢ喜与町202号池之内芳則方
債務者　谷口　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４１号
愛媛県松山市泉町12番地９
債務者　白井美枝子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４９号
愛媛県東温市松瀬川甲592番地126
債務者　山岡　良子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７６号
愛媛県伊予郡砥部町宮内432番地10
債務者　鈴木ひろみ
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０２号
愛媛県今治市大西町星浦甲1146番地３、旧住所愛媛県今治市八町東４丁目４番38号
債務者　新居田智子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１６６号
福岡県飯塚市相田181番地231
債務者　安藤八重子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４０号
福岡県田川郡福智町神崎1533番地１
債務者　尾崎　千尋
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５０４号
大分県別府市石垣東７丁目７番24―406号
債務者　平嶋　温美（旧氏名平嶋敬子）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７１４号
大分市大字岡川1471番地の８
債務者　若杉　千鶴
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７２号
宮崎市大字恒久1747番地９
債務者　杉田　好彦
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０７号
宮崎市大字糸原3462番地３、前住所宮崎市恒久５丁目19番地11
債務者　佐藤　修一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９４号
宮崎県日向市大字富高7086番地２
債務者　篠原　伸枝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第６７０号
鹿児島県鹿児島市坂元町48番８号鹿児島母子生活支援施設千草寮内、住民票上の住所熊本市菅原町13番１号
債務者　堀尻　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１３号
鹿児島県いちき串木野市上名2066番地
債務者　坂元　武志
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係